

仕 様 書

1 総則

この仕様書は、関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所災害用備蓄食料品の売払いに関する仕様を示したものであり、売払い及び引渡しに当たっては、売買契約書によるほか、この仕様書によるものとする。

2 売払物品（以下、「物品」という。）

名 称：カンパン

内容量：100g／缶

数 量：108 缶（24 缶入り×4 箱と 12 缶）

製造者：三立製菓株式会社

賞味期限：2026 年 5 月

ただし、物品の保管目的に鑑み、更新により新たな災害用備蓄食料品が納入された日以後に本契約を締結することとする。なお、新たな災害用備蓄食料品の納入契約は、締結済みである。

また、契約締結までの間に災害等の発生により物品を消費した場合には、上記数量を引き渡せない場合があることを了承すること。

3 売払代金の納入

契約締結後、歳入徴収官関東農政局総務部長が発行する納入告知書により、買受人は売払代金を納入すること。

なお、代金納入後は、引渡しを受けるまでに発注担当職員へ国庫金納入領収証書の写を提出すること。

4 物品の引渡し

（1）引渡期限

売払代金納入後から 30 日以内とする。

なお、搬出作業の日程については、事前に発注担当職員と調整を行うこと。

（2）引渡場所

関東農政局那珂川沿岸農業水利事業所（〒310-0002 茨城県水戸市中河内町 960-1）

（3）搬出作業

- ① 買受人は、買受人自らが用意した搬出用車両に物品を積込み、搬出を行うものとする。
- ② 買受人は物品の搬出に際し、諸法令を遵守して作業の円滑な進捗を図ること。
- ③ 作業にあたり公共物等を破損させた場合は、買受人の責任で措置を講ずること。
- ④ 搬出作業中における敷地内での事故及び防犯対策については、買受人が責任を負うものとする。

（4）引渡し時の確認等

買受人は物品の引渡しの際は、売払人が指定する監督職員の立会確認を受けるものとする。
なお、買受人は物品を受領した時には、売買契約書別紙の物品受領書を提出すること。

5 物品の品質及び安全性の確保等に関する遵守事項

買受人は、物品の品質及び安全性の確保等のため、以下の事項について承諾の上、これを遵守すること。

(1) 物品の品質及び安全性の確保のための措置

- ① 買受人は、物品を自らが消費し、加工し、調理し又は譲渡（有償で販売する場合又は寄附等により無償で譲渡する場合をいう。以下同じ。）する目的で買い受けるものとする。
- ② ①の譲渡は、一般消費者への譲渡のほか、食品の加工若しくは調理を営む者又は学校、病院その他の施設において食品を供与する者に対する譲渡に限るものとする。
- ③ 買受人は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）その他の関係法令を遵守し、物品の品質及び安全性が確保されるよう適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導するものとする。

また、物品が腐敗等により人の健康を損なうおそれがある場合は、買受人の責任において廃棄処分するものとする。

(2) 物品の取扱いに関する情報の記録及び保存並びに記録の提出

買受人は、物品の取扱いに関する情報（自らが消費、加工、調理、一般消費者への譲渡又は廃棄処分をした場合はその内容、時期及び数量をいい、加工、調理、食品の供与をする者へ譲渡した場合は譲渡先の名称、譲渡年月日及び譲渡数量をいう。）を記録するとともに、最後に物品の取扱いがあった日から起算して 1 年が経過する日までの間、これを保存するものとする。

また、売払人からの要請がある場合には、売払人に対し、当該記録を提出するものとする。

(3) 責任の所在

- ① 物品の引渡後は、買受人の責任において物品の品質管理を行うものとする。
- ② 物品の引渡後の事故の責任は、一切、売払人に関わらないものとする。

(4) 秘密の保持

買受人は、物品の売払に関して知り得た売払人側の情報を売払人の承諾なしに、第三者に公表又は漏えいしてはならない。

6 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

- (1) 受注者は、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
- (2) みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。
- (3) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。

7 その他

- 1 搬出に伴う費用は、一切の買受人の負担とし、見積金額に含めるものとする。
- 2 この仕様書に定めていない事項又はこの仕様書の解釈に疑義の生じた事項については、売払人と買受人において信義誠実のもとに協議の上決定するものとする。